

平成 26 年 4 回 宗像地区事務組合 議会臨時会 会議録

期日：平成 26 年 11 月 27 日（木） 17：30～18：00

場所：宗像地区事務組合 多礼浄水場 3 階会議室

吉田議長	<p>ただ今から平成 26 年第 4 回宗像地区事務組合議会臨時会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席議員は 16 名で全員出席です。</p> <p>よって平成 26 年第 4 回宗像地区事務組合議会臨時会は成立いたしましたので、ここに開会をいたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席を求めたものは組合長及び副組合長、事務局長、消防長、会計管理者、以下関係職員です。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布をしているとおりでございます。</p> <p>これより日程に入ります。</p> <p>日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>15 番、大久保副議長、1 番、森田議員を会議録署名議員として指名をいたします。</p> <p>日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。会期は、お手元に配布をしている日程で、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
吉田議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。</p> <p>日程第 3 「諸報告について」に入ります。小山組合長。</p>
小山組合長	<p>本日は平成 26 年第 4 回宗像地区事務組合議会臨時会を開催しましたところ、お忙しい中、議員の皆様におかれましては、ご出席を頂き誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、第 37 号議案、第 38 号議案の 2 議案を提出させて頂きますが、両議案ともに、平成 26 年人事院勧告による給与改定に伴うものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
吉田議長	<p>日程第 4 第 37 号議案 「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。花田事務局長。</p>
花田局長	<p>それでは、第 37 号議案を読ませていただきます。</p>

花田局長	<p>「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」</p> <p>上記の条例案を次のとおり提出する。 平成 26 年 11 月 27 日</p> <p>宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>提案理由 平成 26 年人事院勧告において、平成 26 年 4 月の民間給与との比較による給与改定について勧告がなされたため、その趣旨に鑑み、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。</p> <p>今回の人事院勧告の内容につきましては、民間給与との較差 0.27%を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら俸給表の水準の引き上げ、併せて、勤勉手当の支給月数を年間で 0.15 月分の引き上げとなって います。</p> <p>1-8 ページの新旧対照表で説明いたします。</p> <p>第 23 条、勤勉手当でございます。 2 項 1 号につきましては、勤勉手当は、勤勉手当基礎額に、扶養手当、地域手当の月額を合計した額に、支給月数を乗じて算出しておりますが、今回の人事院勧告で、現行の「100 分の 67.5」を、改正案では「100 分の 75」とするものでございます。カッコ内は、特定管理職員にかかる改正を著しています。</p> <p>2 項 2 号につきましては、再任用職員の勤勉手当について著したもので、今回の人事院勧告で、現行の「100 分の 32.5」を、改正案では「100 分の 35」とするものでございます。</p> <p>附則 第 8 条、第 12 条につきましては、今回の人事院勧告に伴いまして、関連します部分について、改定を行うものでございます。</p> <p>1-9 から 1-19 ページまでが、行政職給料表、消防職給料表の新旧対照でございます。変更部分につきましては、下線で著しています。</p> <p>1-7 をお開きください。</p> <p>附則の説明をさせていただきます。</p> <p>第 1 条 施行日でございますが、施行日を平成 26 年 12 月 1 日とするもので、別表第 1 行政職給料表及び別表第 2 消防職給料表の改正規程につきましては、平成 26 年 4 月 1 日に適用するものでございます。</p> <p>第 2 条 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置でございますが、既に、6 月の勤勉手当は支給済みであることから、6 月分、12 月分の支給月数合わせて調整し、12 月に支給させていただくものです。</p> <p>お手元に、配布の別紙「今回の人事院勧告に伴う改正概要」に基づきまして説明させていただきます。</p> <p>一番上の表でございますが、期末手当につきましては、今回の改正はございません。</p> <p>中ほどの表でございますが、今回改正の勤勉手当の改正内容を集約したものでございます。</p>
------	--

花田局長	<p>勤勉手当は、6月1日及び12月1日に、それぞれ在職する職員に対して支給するもので、今回の改正で、支給月数が100分の75になることに伴いまして、年間では、100分の150となります。</p> <p>平成26年度においては、年間支給月数100分の150になることから、既に6月に100分の67.5を支給しておりますので、差し引きまして、100分の82.5を12月に支給するものです。</p> <p>他につきましても同様でございます。</p> <p>これをもちまして「第37号議案 宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」にかかります説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
吉田議長	それではこれから質疑に入ります。質疑ございませんか。福田議員。
福田議員	<p>今日は11月27日ですよね。</p> <p>これを条例施行が12月1日ですか、非常に印象として忙しいですね。</p> <p>平成26年4月1日から適用ですよね。</p> <p>このタイミングでなく、もうちょっと前倒しでできなかつたのか、この理由があれば伺いたい。</p>
吉田議長	花田事務局長。
花田局長	<p>人事院勧告がこのような形になったわけでございますが。国会の関係もございまして、時期的にこういった形になっております。福津市におきましては昨日可決いただいたということでございます。以上でございます。</p>
吉田議長	他にありませんか。
	(異議なしの声)
吉田議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。御意見ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
吉田議長	<p>これをもちまして討論を終結いたします。</p> <p>これより第37号議案について採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>

	(全員起立)
吉田議長	<p>全員賛成でございます。よって、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 5 第 38 号議案 「平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。花田事務局長。</p>
花田局長	<p>第 38 号議案をご説明いたします。</p> <p>第 38 号議案 「平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について」</p> <p>平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。 平成 26 年 11 月 27 日</p> <p>宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）をお願いします。</p> <p>第 1 条 歳出予算の補正でございます。</p> <p>第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。</p> <p>今回の補正予算におきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳出予算にかかります内訳の変更となっております。</p> <p>補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って、説明させていただきます。</p> <p>4 ページ、5 ページをお開きください。</p> <p>3 款衛生費、2 項清掃費、1 目し尿処理場費につきましては、45 万円を増額させていただくものです。（プロパー職員 2 名、任期付職員 1 名）</p> <p>増額の理由につきましては、人事院勧告による給与改定に伴うもので、給料 1 万 1 千円、職員手当等 21 万 1 千円、共済費 22 万 8 千円、合計 45 万円を増額させていただくものです。</p> <p>続きまして、4 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費につきましては、1,487 万円を増額させていただくものです。</p> <p>増額の理由につきましては、人事院勧告による給与改定に伴うものが、主なものでございまして、給料 30 万円、職員手当等 1,077 万円、共済費 380 万円、合計 1,487 万円を増額させていただくものです。</p> <p>このうち、給与改定以外では、時間外手当 350 万円となっておりますが、ポンプ操作法訓練実施時間数の増によるものなどが、要因となっています。</p> <p>6 款予備費、1 項、1 目予備費ですが、1,532 万円を減額し、351 万 7 千円とさせていただくもので、衛生費及び消防費の増額の財源として、組み換えをさせていただきます。 なお、6 ページ、7 ページに、給与費明細書を添付しております。</p> <p>以上で、「第 38 号議案 平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について」にかかります説明を終わります。</p>

花田局長	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
吉田議長	これから質疑に入ります質疑ございませんか。末吉議員。
末吉議員	今回の事務組合の一般会計を補正予算で、人事院勧告に伴う補正でございますけど、事務組合としては水道事業もやっていると思うんですが、水道事業の補正は、どういうふうになっておりますか。
吉田議長	占部課長。
占部課長	<p>水道事業会計には、当初予算で、プロパー職員5人分の給与費を計上しております。</p> <p>今回、人事院勧告による俸給表の水準の引き上げ、あわせて、勤勉手当の支給月数の引き上げなどによりまして、水道事業会計の給与費につきましても、増額が見込まれております。</p> <p>しかしながら、当初予算計上時に比べまして、扶養家族減による扶養手当の減額や、住居移転による住居手当の減額、それから職員の時間外勤務が想定より少なかったことなどの要因によりまして現状では給与費に支出残が発生する見込みでございます。</p> <p>この支出残見込み額が、人事院勧告による給与費の増額予定額を上回ったために、現在の予算の範囲内で支出は可能と判断いたしまして、今回、水道事業会計におきましては、補正予算を計上いたしておりません。以上でございます。</p>
吉田議長	末吉議員。
末吉議員	ということは、同じ費目がありますよね、その中の予算の移動はないでしょうか。基本的な勤勉手当、職員手当との枠の中で相殺可能という意味なんでしょうね。今の説明は。
吉田議長	占部営業課長。
占部課長	同じ会計の中では動けますけれども、今回一般会計の方は補正予算計上しております。水道事業会計、特別会計の方では、先ほど申しました理由によりまして、現在の予算の範囲で支払い可能と判断いたしまして、補正予算を計上いたしておりません。
	節の区分の中に給料、職員手当等、共済費とありますて、手当につきましては、扶養手当、住居手当の残を勤勉手当の方にまわせるということでございます。
吉田議長	末吉議員。

末吉議員	例えば議会の議決は款項別予算の承認ということになるんで、その範囲の中で、流用という形になりますよね。款をまたがるものについては議会の議決を経ないと、できないけど、議会の議決を経ずとも、企業会計上は運用できるという見解かどうかということをお聞きします。
吉田議長	占部営業課長。
占部課長	末吉議員おっしゃられたとおりで、手当の中で流用できるということです。
吉田議長	永島議員。
永島議員	それでは、今の補正予算書にそのことを載せた分をこの手当が減額になったからこれを支払いたいということを補正予算書に書かないといけないですよね。例えば言われた家族手当が少なくなったからですね、その分も減額なったから給料まわしますとかです。それを補正予算書に載せるべきだろうと思うんですけども、それではそれでいいですかね。
吉田議長	安部次長。
安部次長	説明用に節等も載せておりますが、今回は同じ節の中での支出になりますので特に流用という扱いにはなりなりません。 例えば給料は給料から出しますし、職員手当は職員手当として出しますのでその中の残をそこに充てるということになります。
吉田議長	末吉議員。
末吉議員	今、永島議員が指摘されたのは、議会の議決そのものは要らないけど、例えば、今回の補正予算で給与明細書を 6 ページ 7 ページに記載してありますよね。 少なくとも例えば住宅手当が、これだけ減額になりました。勤勉手当がこれだけ増えました等、そういう資料の提出があつてもいいのではないかと言ってあります。
吉田議長	減額は減額、増額は増額として記載したほうがいいんじゃないかという意味ですね。法的にはどうですか。今後は、そのような記述にしていただきたい。良いですか。その方がわかりやすいですよ。給与費明細のとおりですね。安部次長。
安部次長	すいません。そこまでちょっと準備しておりませんでした。 今、口頭でも説明できないかっていうことでしたが、まとめた数字がございませ

安部次長	んので、後日、説明資料として送付したいと思います。
吉田議長	今後のこともあるので、しなくてもいいものかということです。
安部次長	本来ならば、事務処理の範囲内ということでご理解いただきたいと思います。
吉田議長	米山議員。
米山議員	<p>今の説明ですとね、節の中で、人件費の数字が変わるだけは法的には問題ないことは理解できるんですが、補正予算の中で給与費は充当しても、予算の中で、金額が余っているわけでしょう。だからきっちと補正してこれだけ残がありますということを議会に資料として出すべきでしょ。</p> <p>それは流用して、差し引きゼロ、収支がゼロという状況が出たのがまだお金が余っているわけでしょ。これ充当しても、12月の人事院勧告に基づき給与を改正しましたが、まだこれだけ減がありますと。条例改正でも法的な問題ないんですけども、節の中で、それを移動させたり、なおかつ、これだけプロパー職員については、残がありますという資料は少なくとも議会提出すべきではないですかね、</p>
吉田議長	安部次長。
安部次長	<p>人件費でございますので、今から先も扶養等の数字等が変わることがありますので、この時期に、そこまでの整備というのはちょっとと考えております。</p> <p>最終的に、例えば2月議会においてですね、十分に残が見込まれるようでしたらその時点で、減額等の補正をさせていただくことにはなろうかと思います。</p>
吉田議長	米山議員。
米山議員	少なくともそういう節の中で移動させたという資料とこれだけ残があるという資料は、やはり議会に提出していただきたいと思いますよ。すべきだと思いますよ。
吉田議長	花田事務局長。
花田局長	<p>次長が申しましたように、私どもの配慮が足りませんでした。</p> <p>改めて作成させていただきまして、議員さんの方のお手元にお配りをさせていただきたいと思います。やはりまだ執行過程でございまして、変動要素がございましたので、今回そこまでの配慮が足りなかったということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

吉田議長	ほかにありませんか。 (異議なしの声)
吉田議長	ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。 これから討論に入ります。 御意見ございませんか。 (異議なしの声)
吉田議長	これをもちまして討論を終結いたします。 これより第 38 号議案について採決を行います。 本案は原案通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。 (全員起立)
吉田議長	全員賛成であります。 よって、第 38 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の議題を終了いたします。 本会議中誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、議長に一任していただきたいと思いますがこれに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
吉田議長	ご異議なしと認めます。 よって誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、議長に一任いただくことに決しました。 これをもちまして本日の日程は終了いたします。 よって、平成 26 年第 4 回議会臨時会を閉会いたします。